

令和7年度西岩堂埋立地放流水の水質検査結果

採水年月日	R7.4.10	R7.5.8	R7.6.12	R7.7.10	R7.8.7	R7.9.11	R7.10.15	11月	12月	1月	2月	3月	規制値(*1)	単位
検査結果取得年月日	R7.4.28	R7.5.21	R7.6.25	R7.7.23	R7.8.27	R7.9.19	R7.11.13							
水温	22	22	23	23	20	20	23						—	℃
水素イオン濃度(pH)	7.9	8.2	7.7	7.7	8.3	7.9	8.2						5.8~8.6	—
生物化学的酸素要求量(BOD)	< 0.5	0.7	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5	0.7						25 以下	mg/L
化学的酸素要求量(COD)	1.0	< 0.5	0.7	0.8	1.2	0.6	1.1						25 以下	mg/L
浮遊物質量(SS)	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1						60 以下	mg/L
総窒素													—	mg/L
大腸菌数	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1						800 以下	CFU/mL
溶解性マンガン含有量	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1						1 以下	mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物													0.005 以下	mg/L
カドミウム及びその化合物													0.03 以下	mg/L
鉛及びその化合物													0.1 以下	mg/L
砒素及びその化合物													0.1 以下	mg/L
シアノ化合物													1 以下	mg/L
六価クロム化合物													0.2 以下	mg/L
ポリ塩化ビフェニル(PCB)													0.003 以下	mg/L
アルキル水銀化合物													検出されないこと(*2)	mg/L
銅含有量													1 以下	mg/L
亜鉛含有量													1 以下	mg/L
溶解性鉄含有量													3 以下	mg/L
クロム含有量													2 以下	mg/L
ニッケル													1 以下	mg/L
ふつ素及びその化合物													15 以下	mg/L
有機燐化合物(ハリオゾン、メチルハリオゾン、メチルシグメン及びEPN)													0.2 以下	mg/L
フェノール類含有量													0.5 以下	mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)													5 以下	mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)													5 以下	mg/L
ジクロロメタン													1 以下	mg/L
四塩化炭素													0.02 以下	mg/L
1, 2-ジクロロエタン													0.04 以下	mg/L
1, 1-ジクロロエチレン													0.2 以下	mg/L
1, 2-ジクロロエチレン													0.4 以下	mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン													3 以下	mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン													0.06 以下	mg/L
トリクロロエチレン													0.1 以下	mg/L
テトラクロロエチレン													0.1 以下	mg/L
1, 3-ジクロロプロパン													0.02 以下	mg/L
ベンゼン													0.1 以下	mg/L
チウラム													0.06 以下	mg/L
シマジン													0.03 以下	mg/L
チオベンカルブ													0.2 以下	mg/L
セレン及びその化合物													0.1 以下	mg/L
総燐													—	mg/L
ほう素及びその化合物													10 以下	mg/L
1, 4-ジオキサン													0.5 以下	mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物													100 以下	mg/L
ダイオキシン類													10 以下(*3)	pg-TEQ/L

表中の「<」は、水質検査の定量限界を下回った結果を示している。

(*1) 規制値(ダイオキシン類を除く)は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下、「県条例施行規則」という。)若しくは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下、「最終処分場基準省令」という。)に基づき定められている値のうち、より厳しい値を記載している。

(*2) 規制値のうち「検出されないこと」とは「県条例規則」及び「最終処分場基準省令」で以下のとおり定められている。

【県条例施行規則別表第9】

備考5 「検出されないこと」とは、備考12に定める方法により排水の汚染状態を測定した場合において、次の各号に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ当該各号に定める値を下回ることをいう。(中略)

(3) アルキル水銀化合物 1リットルにつきアルキル水銀0.0005ミリグラム

備考12 排水の測定の方法は、ニッケル及びその化合物にあっては規格K0102の59に定める方法に、その他の排水指定物質にあっては環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。)に規定する方法による。(以下省略)

【最終処分場基準省令別表第一】

備考1 「検出されないこと。」とは、アルキル水銀化合物の水質結果が第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(*3) ダイオキシン類の規制値は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令 第一条第三項イ